令和5年3月22日 本部事務局人事部

職員の育児休業等に関する規程一部改正新旧対照表(案)		本部事務局人事部
新 第 1 名 - 第 0 名 (	旧 (m/2)	改正理由等
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
$(1) \sim (4) \qquad (略)$	$(1) \sim (4) \qquad (略)$	  ・規程の対象に定年
(5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員	(新規)	前再雇用短時間勤
に関する就業規則第3条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(以		務職員を追加す
下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)		る。
( <u>6</u> ) (略)	$(\underline{5})$ (略)	
$(\underline{7})$ (略)	$(\underline{6})$ (略)	
(育児休業の期間等)	(育児休業の期間等)	
第4条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員、再雇用職員	第4条 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員及び再雇用職	・定年前再雇用短時
等及び定年前再雇用短時間勤務職員の育児休業は、当該職員の3歳に満	員等の育児休業は、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該	間勤務職員を追加
たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日までとする。ただ	子が3歳に達する日までとする。ただし、当該子について、既に2回の	
し、当該子について、既に2回の育児休業(当該子の出生の日から57日	育児休業(当該子の出生の日から57日間以内に、職員(当該期間内に労	
間以内に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65	働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなか	
条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が、当該子につい	った職員を除く。)が、当該子についてした育児休業のうち最初のもの	
てした育児休業のうち最初のもの及び2回目のものを除く。)をしたこ	及び2回目のものを除く。)をしたことがあるときは、次条で規定する は即の表情がよる場合する。	
とがあるときは、次条で規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	
りでない。 2~6 (略)	$2\sim6$ (略)	
第 5 条~第21条 (略)	第 5 条~第21条 (略)	
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に	
育児短時間勤務をする場合の届出)	育児短時間勤務をする場合の届出)	
第21条 前条第5号の規定により育児短時間勤務をしている職員は、第23	第21条 前条第5号の規定により育児短時間勤務をしている職員は、第22	・引用条文の修正
条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等	条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等	
計画書を理事長に届け出るものとする。	計画書を理事長に届け出るものとする。	
第22条~第27条 (略)	第22条~第27条 (略)	
(育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の特例)	(育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の特例)	

		新			IB	改正理由等
第28条 育児短	時間勤務をしている	る職員についての給与規程の規定の適用	第28条 育児短	時間勤務をしている	る職員についての給与規程の規定の適用	
については、	次の表の左欄に掲げ	げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げ	については、	欠の表の左欄に掲げ	げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げ	
る字句は、それ	れぞれ同表の右欄に	<b>Ľ掲げる字句とする。</b>	_ る字句は、それ	れぞれ同表の右欄に	こ掲げる字句とする。	
第2条第6項	就業規則第45条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	第2条第6項	就業規則第45条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	
		職員の育児休業等に関する規程第 <u>31</u> 条			職員の育児休業等に関する規程第 <u>30</u> 条	・引用条文の修正
		第5項及び第6項			第5項及び第6項	<b>3</b> 171 <b>0</b> 21 <b>0</b> 2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第20条第2項	とする	とする。ただし地方独立行政法人神奈	第20条第2項	とする	とする。ただし地方独立行政法人神奈	
		川県立病院機構職員の育児休業等に関			川県立病院機構職員の育児休業等に関	
		する規程第19条第3項の規定により同			する規程第18条第3項の規定により同	・引用条文の修正
		条第1項に規定する育児短時間勤務の			条第1項に規定する育児短時間勤務の	
		承認を受けた職員が、第1項に掲げる			承認を受けた職員が、第1項に掲げる	
		勤務で正規の勤務時間を超えてしたも			勤務で正規の勤務時間を超えてしたも	
		ののうち、その勤務の時間とその勤務			ののうち、その勤務の時間とその勤務	
		した日における正規の勤務時間との合			した日における正規の勤務時間との合	
		計が7時間45分に達するまでの間の勤			計が7時間45分に達するまでの間の勤	
		務にあっては、時間外勤務手当等基礎			務にあっては、時間外勤務手当等基礎	
		額に100分の100(その勤務が午後10時			額に100分の100(その勤務が午後10時	
		から翌日の午前5時までの間である場			から翌日の午前5時までの間である場	
		合は、100分の125)を乗じて得た額と			合は、100分の125) を乗じて得た額と	
		する			する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第21条第1項	就業規則第46条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	第21条第1項	就業規則第46条	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	
		職員の育児休業等に関する規程第 <u>31</u> 条			職員の育児休業等に関する規程第 <u>30</u> 条	・引用条文の修正
		第8項			第8項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略) (任期付研究員、 第29条 育児短い 員等 <u>及び定年</u>	(略) 、任期付職員及び再 時間勤務をしている 前再雇用短時間勤務		<ul><li>(略)</li><li>(任期付研究員、</li><li>第29条 育児短い</li><li>職員等についる</li></ul>	(略) 任期付職員及び再 時間勤務をしている ての、地方独立行政		・定年前再雇用短呼 間勤務職員の追加

新		IB			改正理由等	
奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則 <u>、</u> 地方独立行政法人神奈			関する就業規則及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等			
川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則及び地方独立行政法人神		に関する就業規則の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規				
奈川県立病院機構定年	前再雇用短時間	引勤務職員に関する就業規則の適用	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす			
については、次の表の	左欄に掲げる同	司規程の規定中同表の中欄に掲げる	る。			
字句は、それぞれ同表	の右欄に掲げる	5字句とする。				
地方独立行政法人神奈	決定する	決定するものとし、その者の給料	地方独立行政法人神奈	決定する	決定するものとし、その者の給料	
川県立病院機構任期付		月額は、その者の受ける号給に応	川県立病院機構任期付		月額は、その者の受ける号給に応	
研究員に関する就業規		じた額に、算出率を乗じて得た額	研究員に関する就業規		じた額に、算出率 <u>(その者の1週</u>	・文言の整理
則第7条第3項		とする	則第7条第3項		間当たりの勤務時間を就業規則第	
					44条第1項に規定する勤務時間で	
					除して得た数)を乗じて得た額と	
					する	
地方独立行政法人神奈	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗	地方独立行政法人神奈	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率 (そ	
川県立病院機構任期付		じて得た額	川県立病院機構任期付		の者の1週間当たりの勤務時間を	
研究員に関する就業規			研究員に関する就業規		就業規則第44条第1項に規定する	
則第7条第4項			則第7条第4項		勤務時間で除して得た数)を乗じ	
					て得た額	
地方独立行政法人神奈	決定する	決定するものとし、その者の給料	地方独立行政法人神奈	決定する	決定するものとし、その者の給料	
川県立病院機構任期付		月額は、その者の受ける号給に応	川県立病院機構任期付		月額は、その者の受ける号給に応	
職員に関する就業規則		じた額に、算出率を乗じて得た額	職員に関する就業規則		じた額に、算出率 <u>(その者の1週</u>	
第10条第2項			第10条第2項		間当たりの勤務時間を就業規則第	
					44条第1項に規定する勤務時間で	
					除して得た数)を乗じて得た額	
地方独立行政法人神奈	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗	地方独立行政法人神奈	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率 (そ	
川県立病院機構任期付		じて得た額	川県立病院機構任期付		の者の1週間当たりの勤務時間を	
職員に関する就業規則			職員に関する就業規則		就業規則第44条第1項に規定する	
第10条第3項			第10条第3項		<u>勤務時間で除して得た数)</u> を乗じ	
					て得た額	
地方独立行政法人神奈	とする	に算出率を乗じて得た額とする	地方独立行政法人神奈	とする	に算出率 (その者の1週間当たり	
川県立病院機構再雇用			川県立病院機構再雇用		の勤務時間を就業規則第44条第1	
職員等に関する就業規			職員等に関する就業規		項に規定する勤務時間で除して得	
則第9条第1項			則第9条第1項		<u>た数)</u> を乗じて得た額とする	
			1			

第30条 (略)

第31条 (略)

2 (略)

3 就業規則第44条第5項(ただし書を除く。)の規定は、前項ただし書の規定により勤務時間の割振りについて理事長が別に定める場合に準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは「理事長」と、「前項」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第2項ただし書」と、「定める場合には」とあるのは「別に定める場合には」と読み替えるものとする。

 $4 \sim 14$  (略)

- 15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇<u>、ボランティ</u> ア休暇、子の看護休暇、介護休暇及び特別休暇については、期間の定めの ない職員の例による。
- 16 育児短時間勤務職員等の慶弔休暇及び夏季休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、これらの休暇の日数は、次の表の1週間の勤務日の日数(週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあっては、同表の1年間の勤務日の日数)の区分に応じて定める日数の範囲内とする。

	勤務日の日数	5日以上	4 日	3 日	2 日
1年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日か	121 日か	73 日から
			5	5	120 日ま
			216 日ま	168 日ま	で
			で	で	
慶弔休	職員の婚姻	5 日	4 日	3 日	2 日
暇	の場合				
	職員の父母	1 日	1日	1 日	1 日
	の祭日の場				
	合				
(削除)		_(削除)_	_(削除)_	_(削除)_	_(削除)_
夏季休暇		5 日	4 日	3 日	2 日

17 (略)

(削除)

第30条 (略)

第31条 (略)

2 (略)

3 就業規則第44条第5項(ただし書を除く。)の規定は、前項ただし書の規定により勤務時間の割振りについて理事長が別に定める場合に準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは「理事長」と、「前項」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第2項ただし書」と、「定める場合には」とあるのは「別に定める場合には」と読み替えるものとする。

 $4 \sim 14$  (略)

- 15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇及び特別休暇 については、期間の定めのない職員の例による。
- 16 育児短時間勤務職員等の慶弔休暇、ボランティア休暇及び夏季休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、これらの休暇の日数は、次の表の1週間の勤務日の日数(週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあっては、同表の1年間の勤務日の日数)の区分に応じて定める日数の範囲内とする。

	勤務日の日数	5日以上	4 日	3日	2 日
1年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日か	121 日か	73 日から
			5	5	120 日ま
			216 日ま	168 日ま	で
			で	で	
慶弔休	職員の婚姻	5 日	4 日	3 日	2 日
暇	の場合				
	職員の父母	1 目	1日	1 日	1日
	の祭日の場				
	合				
ボランテ	ィア休暇	5 日	4 日	3 日	2 目
夏季休暇		5 日	4 日	3 目	2 日

- 17 (略)
- 18 育児短時間勤務職員等の子の看護休暇及び介護休暇については、期間の定めのない職員の例による。ただし、子の看護休暇及び介護休暇は有

- ・ボランティア休暇 を勤務時間と関係な く期間の定めのない 職員と同じ日数付与 するための改正
- ・子の看護休暇および介護休暇を全て有 給休暇で付与するための改正

- ・第31条第15項改 正に伴う改正
- ・第 31 条第 15 項改 正に伴う改正

新	IΒ	改正理由等
18 (略) 19 所属長(地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第1項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する本部の部長をいう。以下同じ。)は、職務のため臨時に必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じなければ業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り、当該勤務を命ずることができる。 20 (略) 21 (略) 22 就業規則第49条の規定は、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り等について準用する。この場合において、同条中「第44条、第45条及び前条」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第31条第2項及び第3項、第6項後段並びに第22項」	届 総休暇又は無給休暇とし、次の表の1週間の勤務日の日数(週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあっては、同表の1年間の勤務日の日数)の区分に応じた日数(養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、当該日数に2を乗じて得た日数)とする。  「9 (略)  20 所属長(地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第15条第2項に規定する総長等及び同規程第7条第1項に規定する本部の部長をいう。以下同じ。)は、職務のため臨時に必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じなければ業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り、当該勤務を命ずることができる。  21 (略)  22 (略)  23 就業規則第49条の規定は、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り等について準用する。この場合において、同条中「第44条、第45条及び前条」とあるのは「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第30条第2項及び第3項、第6項後段並びに第22項」	<b>改正理由等</b> ・第31条第18項を削ることに伴う改正
と読み替えるものとする。 第32条 (略) (育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例に よる短時間勤務) 第33条 理事長は、第 <u>24</u> 条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、 又は取り消された場合において、理事長がやむを得ない事情があると認 めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をして いた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯 において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。 この場合において、第 <u>28</u> 条から前条までの規定を準用する。 2 (略)	第32条 (略) (育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務) 第33条 理事長は、第23条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第27条から前条までの規定を準用する。 2 (略)	・引用条文の修正
第34条~第40条 (略)	第34条~第40条 (略)	

新	IΒ	改正理由等
(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)	(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)	
第41条 所属長は、次条及び第43条の規定に従い、次の各号に掲げる職員	第41条 所属長は、次条及び第43条の規定に従い、次の各号に掲げる職員	
(以下、本章において「職員」という。) について、時間外勤務及び深	(以下、本章において「職員」という。) について、時間外勤務及び深	
夜勤務を制限するものとする。	夜勤務を制限するものとする。	
$(1) \sim (4) \qquad (略)$	$(1) \sim (4) \qquad (略)$	• 定年前再雇用短時
(5) 定年前再雇用短時間勤務職員	(新規)	間勤務職員の追加
(6) 契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員(地方独立行政法人神奈	_	
川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第	川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第	
3項に規定する短期非常勤職員をいう。)	3項に規定する短期非常勤職員をいう。)	
第42条~第45条 (略)	第42条~第45条 (略)	
附 <u>則</u> この規程は、令和5年4月1日から施行する。		